

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名： 相良村

令和8年8月7日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	94.6%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	105.6%
全職員	75.9%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	97.7%
本庁課長補佐相当職	92.4%
本庁係長相当職	100.5%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	90.3%
31～35年	86.8%
26～30年	95.9%
21～25年	—%
16～20年	106.3%
11～15年	100.4%
6～10年	91.6%
1～5年	110.0%

【説明欄】

- ・役職段階別の本庁部局長・次長相当職については該当職員がいないため記載なし。
- ・勤続年数別の21年～25年については、該当職員がいないため記載なし。

- * 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
管理的地位にある職員	22.2%

(参考) 男女別管理職の登用割合

区分	令和7年度
男性	17.1%
女性	8.0%

【説明欄】

- ・年度末時点での在職職員の役職及び職員数とする。
- ・管理職的地位は課長、室長、局長。

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
本庁部局長・次長相当職	- %
本庁課長相当職	22.2%
本庁課長補佐相当職	44.4%
本庁係長相当職	40.0%

【説明欄】

- ・役職段階別の本庁部局長・次長相当職については該当職員がいないため記載なし。
- ・年度末時点での在職職員の役職とする。

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	0%
女性	- %

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	- %
女性	- %

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1 週間未満	0%	- %	- %	- %
1 週間以上 2 週間未満	0%	- %	- %	- %
2 週間以上 1 月以下	0%	- %	- %	- %
1 月超 3 月以下	0%	- %	- %	- %
3 月超 6 月以下	0%	- %	- %	- %
6 月超 9 月以下	0%	- %	- %	- %
9 月超 12 月以下	0%	- %	- %	- %
12 月超 24 月以下	0%	- %	- %	- %
24 月超	0%	- %	- %	- %

【説明欄】

・該当者がいない場合は「－」と記載。

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
常勤職員	9.2 時間／月

【説明欄】

・村議会議員選挙、参議院議員通常選挙、衆議院議員総選挙に伴う期日前投票及び告示日の投開票により、一時的に増加している。

(参考) 選挙を除いた場合：7.5 時間／月

VI 採用者に占める女性の割合

令和7年度に新規採用した職員に占める女性の割合

区分	割合
採用者	50%

VII 男女の平均勤続年数の差異

男性の平均勤続年数に対する女性の平均勤続年数の割合

区分	男女の差異
平均勤続年数	103.7%